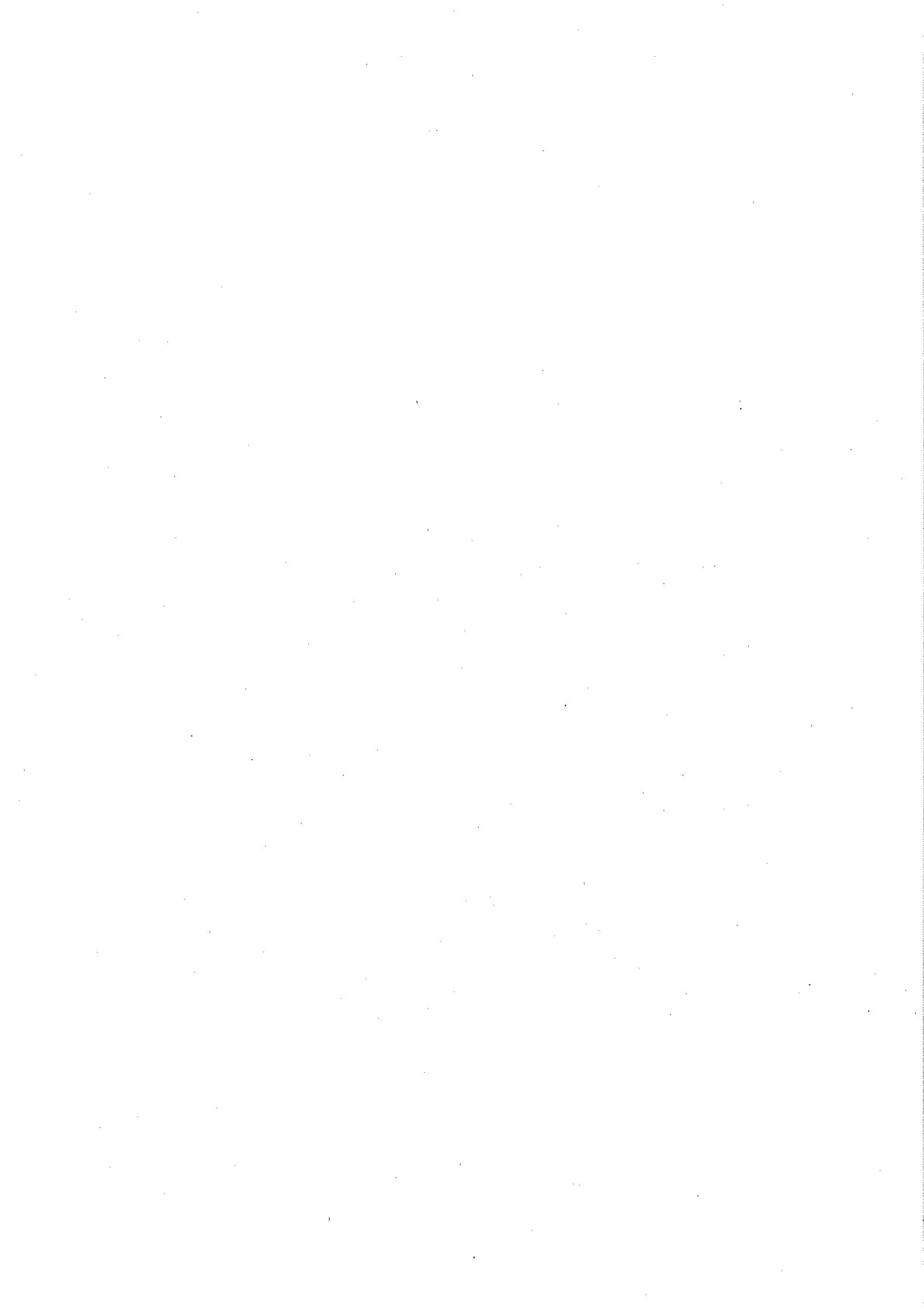


令和2年6月4日

令和2年登米市議会定例会
6月定期議会 提案理由説明書

登米市議会
議員 番



| | |
|-------|------------------------|
| 同意第5号 | 農業委員会委員任命につき同意を求めるについて |
|-------|------------------------|

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|------------------------|
| 氏名 | みつ づか よし たけ 三 塚 芳 翠 |
| 住所 | 登米市迫町 |
| 職業 | 農業 |

| | |
|-------|------------------------|
| 同意第6号 | 農業委員会委員任命につき同意を求めるについて |
|-------|------------------------|

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|-----------------------|
| 氏名 | うえ の えい こう 上 野 栄 公 |
| 住所 | 登米市迫町 |
| 職業 | 会社役員 |

同意第7号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|---------------------|
| 氏名 | おのだら よしゆき 小野寺 義幸 |
| 住所 | 登米市迫町 |
| 職業 | 農業 |

同意第8号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|--------------------|
| 氏名 | ささき まきこ 佐々木 まき子 |
| 住所 | 登米市迫町 |
| 職業 | 農業 |

同意第9号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|--------------------|
| 氏名 | は が しゅう じ 芳賀 秀二 |
| 住所 | 登米市登米町 |
| 職業 | 農業 |

同意第10号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|--------------------|
| 氏名 | まつ の ひで お 松野 秀郎 |
| 住所 | 登米市東和町 |
| 職業 | 農業 |

同意第11号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|-------------------|
| 氏名 | すず き やす こ 鈴木泰子 |
| 住所 | 登米市東和町 |
| 職業 | 農業 |

同意第12号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|-------------------|
| 氏名 | た じま みき お 田島幹雄 |
| 住所 | 登米市中田町 |
| 職業 | 農業 |

同意 第 13 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|-------------------|
| 氏 名 | もんま いちろう 門馬 一郎 |
| 住 所 | 登米市中田町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 14 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|--------------------|
| 氏 名 | いがらし こうき 五十嵐 幸喜 |
| 住 所 | 登米市中田町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 15 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|-------------------------|
| 氏 名 | すず き 鈴 木 いわお 巖 |
| 住 所 | 登米市中田町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 16 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|--------------------------|
| 氏 名 | いわ ぶち 岩 渕 つとむ 勉 |
| 住 所 | 登米市中田町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 17 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|---------------------|
| 氏 名 | さ とう こうじ 佐 藤 幸 治 |
| 住 所 | 登米市豊里町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 18 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|-----------------------|
| 氏 名 | さ とう ひで ひこ 佐 藤 瑛 彦 |
| 住 所 | 登米市豊里町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 19 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|------------------------|
| 氏 名 | さくら い とし みつ 櫻 井 利 光 |
| 住 所 | 登米市米山町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 20 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|-----------------------|
| 氏 名 | さ とう ひさ みち 佐 藤 久 順 |
| 住 所 | 登米市米山町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 21 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|----------------------|
| 氏 名 | よし 芳 むら 村 ちゅう 忠 いち 市 |
| 住 所 | 登米市米山町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 22 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|-------------------|
| 氏 名 | あ 阿 ベ 部 あき 晃 のり 徳 |
| 住 所 | 登米市米山町 |
| 職 業 | 農業 |

同意第23号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|-----------------|
| 氏名 | あべ しづお 阿部 静男 |
| 住所 | 登米市石越町 |
| 職業 | 農業 |

同意第24号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|------------------|
| 氏名 | すがわらひろゆき 菅原浩之 |
| 住所 | 登米市石越町 |
| 職業 | 農業 |

同意 第 25 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|------------------------|
| 氏 名 | しば さき せん いち 柴 崎 専 一 |
| 住 所 | 登米市南方町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 26 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|------------------------|
| 氏 名 | たか はし きよ のり 高 橋 清 範 |
| 住 所 | 登米市南方町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 27 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|-----------------------|
| 氏 名 | あさ の かず ひろ 浅 野 和 宏 |
| 住 所 | 登米市南方町 |
| 職 業 | 農業 |

同意 第 28 号

農業委員会委員任命につき同意を求めるについて

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|-----|---------------------|
| 氏 名 | お 尾 わり まさる 尾 張 勝 |
| 住 所 | 登米市津山町 |
| 職 業 | 無職 |

| | |
|-------|----------------------------|
| 報告第6号 | 継続費繰越計算書について |
| 報告第7号 | 繰越明許費繰越計算書について |
| 報告第8号 | 令和元年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について |
| 報告第9号 | 令和元年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について |

本件は、令和元年度登米市一般会計予算における継続費年割額の遞次繰越し、令和元年度登米市一般会計予算及び下水道事業特別会計予算における繰越明許費、令和元年度登米市水道事業会計予算における予算繰越し、令和元年度登米市病院事業会計予算における予算繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項及び第146条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を調製したので、議会に報告するものであります。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 議案第61号 | 令和2年度登米市一般会計補正予算（第2号） |
| 議案第62号 | 令和2年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第63号 | 令和2年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第64号 | 令和2年度登米市病院事業会計補正予算（第2号） |

本案は、議案第61号令和2年度登米市一般会計補正予算（第2号）から議案第64号令和2年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,299万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ527億3,906万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、乗合バス更新事業1,943万円、介護保険特別会計への繰出金4,357万円、認定こども園等施設整備補助金等7,856万円、予備費2,000万円などを増額する一方、令和2年5月7日に議会から申し入れのあつた、新型コロナウイルス感染症の市独自支援に要する経費に充てることを目的に、議会費1,053万円を減額するほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、各種事業の中止等による現段階における影響額を各款にわたり減額して計上しております。

歳入では、低所得者保険料軽減負担金などの国庫支出金 6,081 万円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの県支出金 2,309 万円、繰入金として財政調整基金繰入金 832 万円、ふるさと応援基金繰入金 1,899 万円、児童福祉施設整備事業にかかる市債 4,820 万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 3 件、地方債補正として変更 1 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳入で、国民健康保険税 1 億 3,218 万円の減額などを、介護保険特別会計の歳出で、基金積立金 4,357 万円を増額して計上しております。

企業会計については、病院事業会計の医業費用と特別損失で 834 万円を増額して計上しております。

| | |
|----------|------------------------|
| 議案第 65 号 | 登米市手数料条例の一部を改正する条例について |
|----------|------------------------|

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 16 号)の施行に伴い、通知カードが廃止されたため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 19 ページ)

| | |
|----------|----------------------------|
| 議案第 66 号 | 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
|----------|----------------------------|

本案は、地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 109 号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年総務省令第 21 号)が、令和 2 年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたこと及び国民健康保険税の税率を見直し納税義務者の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。 (新旧対照表 21 ページ)

議案第67号

登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、低所得者の保険料の軽減が強化され、保険料基準額に対する割合が見直されたため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表25ページ）

議案第68号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について（令和2年2月14日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課事務連絡）発出された事務連絡に伴い、国民健康保険税の減免に関して見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表26ページ）

議案第69号

財産の取得について

本案は、可搬消防ポンプ付軽四輪駆動（デッキバン）積載車購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号

市道路線の廃止について

本案は、中江18号線の市道路線廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号

登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について

本案は、令和2年1月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により1辺地に係る総合整備計画を策定するとともに、同条第8項において準用する同条第1項の規定により2辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号

登米市過疎地域自立促進計画の変更について

本案は、令和2年1月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、登米市過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

登米市手数料条例 新旧対照表

| 改正案 | | 現行 | |
|-----------------------------|------------------|--|-------------------|
| 条例第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係) | | 条例第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係) | |
| 区分 | 手数料の額 (1件につき) | 区分 | 手数料の額 (1件につき) |
| | (略) | | (略) |
| | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第3項に規定する通知カードの再交付(通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)の手数料 | 500円 1通をもつて1件とする。 |
| | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による | 800円 1通をもつて1件 |

| | |
|---|---|
| <p>個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)の手数料</p> | <p>とする。 る通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)の手数料</p> |
|---|---|

登米市国民健康保険条例 新旧対照表

| | 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|--|
| 第1条 (略) (課税額) | 第1条 (略) (課税額) | 第1条 (略) (課税額) |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) | 第2条 (略) |
| 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>63万円</u> とする。 | 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>61万円</u> とする。 | 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>61万円</u> とする。 |
| 3 (略) | 3 (略) | 3 (略) |
| 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>17万円</u> とする。 | 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。 | 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。 |
| 第3条・第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) | 第3条・第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) | 第3条・第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) |
| 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2,000円</u> とする。 | 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2,500円</u> とする。 | 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2,500円</u> とする。 |
| 第5条の2～第7条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) | 第5条の2～第7条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) | 第5条の2～第7条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) |

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,000円とする。

第7条の3～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について15,400円

四

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を超えた金額を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者 (前号に該当する者を除く。)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,000円とする。

第7条の3～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について15,750円

四

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を超えた金額を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者 (前号に該当する者を除く。)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を超えた金額を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者 (前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について11,000

四

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を
除く。) 1人について 3,500円

エ～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当す
る者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400

四

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を
除く。) 1人について 1,400円

エ～カ (略)

第23条の2～第26条 (略)

附 則

1～5 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について11,250

四

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を
除く。) 1人について 4,500円

エ～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当す
る者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,500

四

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を
除く。) 1人について 1,800円

エ～カ (略)

第23条の2～第26条 (略)

附 則

1～5 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する場合において「控除後の長期譲渡所得の金額から控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

8～15 (略)

定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

8～15 (略)

登米市介護保険条例 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| 第1条～第3条 (略) (保険料率) | 第1条～第3条 (略) (保険料率) |
| 第4条 (略) | 第4条 (略) |
| 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る金 和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>24,480円</u> と する。 | 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る金 和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>30,600円</u> と する。 |
| 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保 険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率について準用す る。この場合において、同号中「 <u>61,200円</u> 」とあるのは、「 <u>40,800円</u> 」 と読み替えるものとする。 | 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保 険料の減額賦課に係る <u>令和元年度</u> における保険料率について準用す る。この場合において、同号中「 <u>61,200円</u> 」とあるのは、「 <u>51,000円</u> 」 と読み替えるものとする。 |
| 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保 険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率について準用す る。この場合において、同号中「 <u>61,200円</u> 」とあるのは、「 <u>57,120 円</u> 」と読み替えるものとする。 | 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保 険料の減額賦課に係る <u>令和元年度</u> における保険料率について準用す る。この場合において、同号中「 <u>61,200円</u> 」とあるのは、「 <u>59,160 円</u> 」と読み替えるものとする。 |
| 第5条～第23条 (略) | 第5条～第23条 (略) |

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 東日本大震災の被災者であつて市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納稅義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から令和2年度分までの国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるとこころによる。 | 第1条 東日本大震災の被災者であつて市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納稅義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から平成31年度分までの国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるとこころによる。 |
| 第2条・第3条（略） (国民健康保険税の減免) | 第2条・第3条（略） (国民健康保険税の減免) |
| 第4条（略） | 第4条（略） |
| 2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となつた区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となつていい区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から令和2年度までに課する当該年度分の国民健康保険税については、令和3年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するものに限り、免除する。 | 2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となつた区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となつていい区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から平成31年度までに課する当該年度分の国民健康保険税については、平成32年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するものに限り、免除する。 |
| 第5条～第7条（略） | 第5条～第7条（略） |